

## 受注機会増大のための共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、年々大規模化している建設工事について施行能力の増強を図り、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に該当する者をいう。以下同じ。）が結成する共同企業体に対し大規模工事の受注機会を確保することを目的とする。

### (共同企業体の性格)

第2条 この共同企業体は、建設省方式による甲型（共同出資型）の共同企業体であるが、建設工事の規模及び特性に着目して、発注の都度設立させる特定建設工事の共同企業体とする。

### (対象工事)

第3条 東京二十三区清掃一部事務組合が指名競争入札の方法により発注する工事で、予定価格が、土木工事にあつては4億円以上、建築工事にあつては5億円以上、設備工事その他にあつては1億5千万円以上のものとする。

ただし、管理者が特に必要があると認める工事は、対象工事から除外することができる。

### (構成員の選定数)

第4条 原則として、1件工事につき各グループごとに7者の共同企業体を結成させるために必要な構成員を選定するものとする。ただし、発注の状況及び工事の特殊性などの理由により増減することができるものとする。

### (共同企業体の結成方法)

第5条 別表に定める基準により第3条に基づき選定し、選定通知書を交付する。選定された者については、各グループ間において2者ずつの共同企業体を任意に結成させる。ただし、管理者が特に必要があると認める工事は3者ずつ以上の複数による共同企業体を任意に結成させることができる。

### (資格審査)

第6条 共同企業体からは、指定日（選定通知書を交付した日から起算して5日目）までに協定書及び委任状を添付した入札参加資格審査申請書を提出させる。

2 資格審査は申請書、協定書及び委任状について行い、構成員のうちの資格最上位者の業者と同一の資格を与える。

### (指名・発注)

第7条 資格審査の結果、有資格者が指名しようとする共同企業体の数の2分の1以上となった場合は、当該共同企業体を指名することとし、直ちに、発注（指名競争入札通知書及び設計図書の交付をいう。）を行う。

2 資格審査の結果、有資格者が指名しようとする共同企業体の数の2分の1を下回った場合は指名しようとする共同企業体から有資格者となった共同企業体数を差し引いた数の共同企業体を結成させるために必要な業者を新たに選定し直し、第5条及び第6条の手続きを経たうえで、前項による指名及び発注を行うこととする。この場合において、新たに選定する業者は、原則として、当初の選定通知書により選定された業者以外の業者から選定する。

### (契約保証金)

第8条 構成員のうちに、契約保証金を免除できる業者がある場合は、これを免除する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の構成員の選定について必要な事項は、別に定めるものとする。

### (付 則)

改正施行 平成14年 4 月 1 日

別 表（第5条関係）

共同企業体の結成方法

《土木工事》

| 区 分                             | 1                    |                    | 2                    |                      |                  |
|---------------------------------|----------------------|--------------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 金額階層                            | 4 億円以上 5 億円未満        |                    | 5 億円以上               |                      |                  |
| グループ                            | 第 1 グループ             | 第 2 グループ           | 第 1 グループ             | 第 2 グループ             | 第 3 グループ         |
| 組 共<br>み 同<br>合 企<br>わ 業<br>せ 体 | A（中堅）<br>又は<br>A（中小） | A（中小）、B<br>又は<br>C | A（中堅）<br>又は<br>A（大手） | A（中小）<br>又は<br>A（中堅） | A（中小）<br>又は<br>B |

《建築工事》

| 区 分                             | 1                 |              | 2                    |                      |
|---------------------------------|-------------------|--------------|----------------------|----------------------|
| 金額階層                            | 5 億円以上<br>10 億円未満 |              | 10 億円以上              |                      |
| グループ                            | 第 1 グループ          | 第 2 グループ     | 第 1 グループ             | 第 2 グループ             |
| 組 共<br>み 同<br>合 企<br>わ 業<br>せ 体 | A（中小）             | B<br>又は<br>C | A（大手）<br>又は<br>A（中堅） | A（中堅）<br>又は<br>A（中小） |

《設備その他工事》

| 区 分                             | 1                  |              | 2                    |                      |
|---------------------------------|--------------------|--------------|----------------------|----------------------|
| 金額階層                            | 1.5 億円以上<br>3 億円未満 |              | 3 億円以上               |                      |
| グループ                            | 第 1 グループ           | 第 2 グループ     | 第 1 グループ             | 第 2 グループ             |
| 組 共<br>み 同<br>合 企<br>わ 業<br>せ 体 | A（中小）              | B<br>又は<br>C | A（大手）<br>又は<br>A（中堅） | A（中堅）<br>又は<br>A（中小） |

（共通事項） A・B・Cは建築工事の発注標準金額に対応する等級

注） A（中小） 資本金 3 億円以下又は従業員数 300 人以下の業者

A（中堅） 資本金 3 億円を超え、かつ従業員数 300 人を超える大企業者のうち、  
A（大手）以外の業者

A（大手） 資本金 20 億円以上、かつ従業員数 1,500 人以上の大企業者